

(別表1)

太陽光発電施設の設置が適当でないエリア等一覧

(1) 設置が適当でないエリア (レッドエリア)

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や防災、景観、環境等の観点から、発電施設が設置されることにより、周辺に甚大な影響が想定される区域などを、本ガイドラインでは、「設置が適当でないエリア」(レッドエリア)とします。
 「設置が適当でないエリア」は、事業を継続する上で様々なリスクが生じる可能性があるため、これらのエリア内での設置は適当ではありません。

区分	エリア(区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出		
				20kW以上 50kW未満	50kW以上	
「設置が適当でないエリア」 森林機能保全・ 農地保全	① 砂防指定地	砂防法	長野県信州くらしのマップ 「防災」	必要	必要	
	② 地すべり防止区域	地すべり等防止法				
	③ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律				
	④ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法				
	⑤ 保安林	森林法	同上「自然・環境・森林」			
⑥ (1)農用地区域内農地 (2)第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農業政策課 長野市農業委員会事務局			必要	
文化財保全・ 景観保全	⑦ 指定等文化財 (1)国指定等文化財 (2)県指定等文化財 (3)市指定等文化財	文化財保護法 長野県文化財保護条例 長野市文化財保護条例	長野市行政地図情報 「遺跡地図(埋蔵文化財)」 「文化財マップ」			必要
	⑧ 伝統的建造物群保存地区	長野市伝統的建造物群保存地区保存条例 (戸隠地区の一部)	長野市ホームページ 「長野市戸隠伝統的建造物群 保存地区について」			
自然環境保全	⑨ 国立公園・県立自然公園 (1)特別保護地区 (2)第1種特別地域 (3)第2種特別地域 (4)第3種特別地域 (5)普通地域	自然公園法 長野県立自然公園条例 (妙高戸隠連山国立公園・聖山高原県立公園)	長野県ホームページ 「長野県の自然公園の紹介」			必要
	⑩ 鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区 域説明書について」			

(2) 設置に慎重な検討が必要なエリア (イエローエリア)

発電施設の規模等によっては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、防災、景観、環境、地域等への影響が懸念される区域などを、本ガイドラインでは、「設置に慎重な検討が必要なエリア」(イエローエリア)とします。
 「設置に慎重な検討が必要なエリア」は、事業を継続する上で様々なリスクが生じる可能性があるため、設置場所の変更も含め慎重な検討を必要とします。
 本ガイドラインで規定する「設置に慎重な検討が必要なエリア」は、次のとおりです。

区分	エリア(区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出	
				20kW以上 50kW未満	50kW以上
「設置に慎重な検討が必要なエリア」 森林機能保全・ 農地保全	① 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」	必要	必要
	② 土砂災害危険箇所等 (1)土石流危険渓流 (2)土石流危険区域 (3)急傾斜地崩壊危険箇所 (4)地すべり危険箇所 (5)地すべり危険地	土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領 急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 地すべり危険箇所調査要領			
	③ 地域森林計画の対象民有林	森林法	同上「自然・環境・森林」		
文化財保全・ 景観保全	④ 景観計画推進地区	景観法 長野市景観条例 (善光寺周辺地区、松代地区)	長野市行政地図情報 「景観計画地域区分図」		必要
	⑤ 長野市伝統環境保存地区	長野市伝統環境保存条例 (松代地区の一部)	長野市ホームページ 「文化財、伝統環境保存事業」		
	⑥ 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	長野市行政地図情報 「遺跡地図(埋蔵文化財)」		
自然環境保全	⑦ 長野県自然環境保全条例の指定区域 (1)特別地区、野生動植物保護地区 (2)普通地区 (3)郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例 (逆谷地湿原、旭山、川柳將軍塚)	長野県ホームページ 「長野県の自然公園の紹介」		必要
	⑧ 長野市自然環境保全地域	長野市自然環境保全条例 (飯綱高原自然環境保全地域、戸隠地区、大岡地区)	長野市ホームページ 「長野市自然環境保全条例」		
	⑨ 長野市風致地区	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (善光寺城山風致地区、裾花風致地区、大峯山風致地区)	長野市行政地図情報 「都市計画図」		
	⑩ 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区 域説明書について」		

(3) その他のエリア

上記のレッドエリア及びイエローエリアのいずれにも属さないエリアについては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、地域住民の理解を得た上で事業を行うことが重要であることから、大規模発電施設を設置する場合、隣接住民等に対する説明会を実施し届出を提出してください。

区分	エリア(区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出	
				20kW以上 50kW未満	50kW以上
その他のエリア	レッドエリア及びイエローエリアのいずれにも属さないエリア				必要